

議案第57号

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月6日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町下水道事業経営戦略に基づく下水道使用料の改定及び農業集落排水事業と統一した罰則の過料にするため提案する。

南風原町下水道条例の一部を改正する条例

南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項の表中「572円」を「605円」に、「77円」を「80円」に、「88円」を「91円」に、「104円」を「107円」に、「132円」を「135円」に、「159円」を「162円」に、「165円」を「168円」に改める。

第36条第1項中「1万円」を「5万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南風原町下水道条例第23条第1項の表の規定は、令和5年6月分以降の月分として算定する下水道使用料から適用し、同年5月分以前の月分として算定する下水道使用料については、なお従前の例による。